



建設業の働き方改革・就労環境の改善について

1. 「建設業の働き方改革」について
法令の改正・・・働き方改革関連法、新担い手三法
休日の確保・・・週休2日制モデル工事
2. 技能者の処遇改善について
建設キャリアアップシステム(CCUS)
3. 土木工事書類スリム化ガイドについて
4. 民間発注者への働き掛けについて



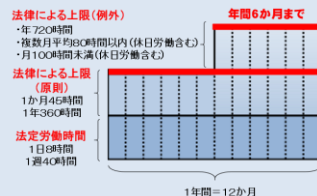


1. 「建設業の働き方改革」について 法令の改正

◆働き方改革関連法(労基法など)

○罰則付き時間外労働の上限規制

- ・建設業への適用は令和6年4月～
- ・法定労働時間を超える場合、36協定の締結、届出が必要
- ・違反した場合、6カ月以下の懲役または30万円以下の罰金



◆新担い手三法(建設業法、入契法、品確法) <令和元年6月成立>

- | | |
|--|---------|
| ○働き方改革の推進(適正な工期設定、施工時期の平準化) | 発注者の責務 |
| ○働き方改革の推進(適正な請負代金・工期での下請契約締結) | 受注者の責務 |
| ○生産性向上への取組(ICT活用等による生産性向上) | 受発注者の責務 |
| ○生産性向上への取組(技術者に関する規制の合理化:元請の監理技術者の兼任等) | |
| ○災害への緊急対応(入札・契約方法、災害協定の締結、連携義務) | 受発注者の責務 |

◆第3次担い手三法(建設業法、入契法、品確法) <令和6年6月成立>

- | | |
|------------------------------------|---------|
| ○担い手の確保(処遇改善、価格転嫁、働き方改革・環境整備) | 発注者の責務 |
| ○担い手の確保(労務費へのしわ寄せ防止) | 受発注者の責務 |
| ○生産性向上(適正な請負代金・工期での下請契約締結) | 受注者の責務 |
| ○地域における対応力強化(適正な入札条件での発注、防災対応力の強化) | 受発注者の責務 |

担い手確保・生産性向上・地域における対応力強化を目的に担い手三法を改正





1.「建設業の働き方改革」について 休日の確保

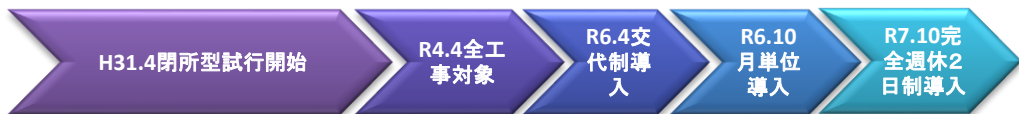
◆週休2日制モデル工事

- ・目的：建設業における将来の担い手確保・育成に資する「週休2日」の定着を図る。
- ・実施：4週8休以上の現場閉所（現場代理人や監理技術者等の休日は、現場閉所に連動）

【国土交通省 関東地方整備局】



【埼玉県 県土整備部】



	R1	R2	R3	R4	R5	R6
発注者指定	10件 (10件)	30件 (36件)	100件 (251件)	300件 (576件)	700件 (934件)	全ての 対象工事
受注者希望	20件 (33件)	120件 (121件)	300件 (507件)	700件 (462件)	300件 (60件)	



※上段:目標値 下段:実績値

対象を原則全ての工事に拡大



2. 技能者の処遇改善について 建設キャリアアップシステム(CCUS)

目的

技能者の処遇

人材確保

生産性向上

「建設キャリアアップシステム」は、技能者の資格や現場就業履歴等を業界横断的に登録・蓄積し、**技能・経験に応じた適切な処遇**につなげようとするもの

技能者の**技能・経験に応じた処遇改善**を進めることで、①若い世代が**キャリアパスの見通しをもて**、②**技能者を雇用し育成する企業に人が集まる**建設業を目指す

また、社会保険加入の確認や施工体制の確認などの現場管理を効率化し、生産性向上を目指す

<建設キャリアアップシステムの概要>

技能者・事業者の事前登録

【技能者情報】

- ・本人情報
- ・保有資格
- ・社会保険加入 等



技能者にカードを交付

就業履歴の蓄積

工事情報を登録し、カードリーダーを設置



技能者が現場入場の際にカードタッチで履歴を蓄積



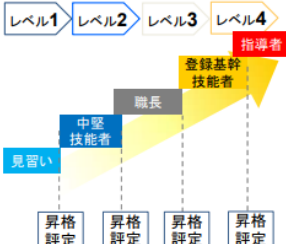
能力評価の実施

経験や資格に応じたレベル判定



経験・技能に応じた処遇

レベルに応じた賃金支払い



現場管理での活用

社会保険加入の確認、施工体制台帳の作成 など



2. 技能者の処遇改善について 建設キャリアアップシステム(CCUS)

◆建設キャリアアップシステム(CCUS)活用モデル工事(県土整備部)

<対象工事>

- ・埼玉県県土整備部が発注する全工事（令和5年12月～）

<発注・契約方式>

- ・発注者指定型及び受注者宣言型
- ・令和7年度発注目標：発注者指定型で500件以上

<実施内容>

実施項目	基準
①技能者情報登録	登録技能者率（CCUS登録技能者の総数／技能者の総数） 60%以上
②就業履歴情報登録	カードリーダー等を設置し、①技能者情報登録の対象者の 就業履歴情報の登録（蓄積）を全工事期間行ったこと。

<工事成績評価における評価>

- ・実施内容の全ての基準を達した場合：評価項目「創意工夫」で1点加点

<CCUS活用に係る費用>

- ・支出実績に応じた金額を積上げ計上し、変更契約を行う。
 - （1）カードリーダー等購入費用※上限あり
 - （2）現場利用料





2. 技能者の処遇改善について 建設キャリアアップシステム(CCUS)

人材確保にお困りの中小建設事業主の皆さまへ

貴社の従業員の賃金は、能力・経験に見合っていますか？

建設キャリアアップシステムを活用した
雇用管理改善の取組を支援します！

最大**160万円**(一事業年度あたり)が支給されます！



人材確保等支援助成金

建設キャリアアップシステム等活用促進コースのご案内

助成金の目的

建設業における人手不足への対策として、建設技能者の賃金を能力・経験に応じた適切なものとすることは有効な手段の一つです。
この助成金では、建設キャリアアップシステムを活用して、雇用する建設技能者の処遇を改善する取組を行った中小建設事業主に対して、その取組にかかる経費の一部を助成することで、建設技能者全体の処遇を改善していくことを目的としています。

助成金の概要はこちらのとおりです

支給対象となる事業者

中小建設事業主

以下の全てを満たす中小事業主が対象です。

- ◆ 雇用保険料率が17.5/1,000であることもしくは建設業の許可を得たうえで、雇用保険料率が17.5/1,000以外であること
- ◆ 資本金の額もしくは出資の額の総額が3億円以下もしくは常時雇用する労働者数が300人以下であること

助成対象となる取組

以下の取組を行うことが必要です。

- ◆ 雇用する全ての建設技能者について、建設キャリアアップシステムの技能者登録を行うこと
- ◆ 能力評価制度のレベル判定でレベルが上がった者の賃金を5%以上増加させること

支給額

算定対象となる建設技能者(※)の数×16万円

※レベル判定で昇格判定を受け、賃金が5%以上増加した技能者

(支給上限)

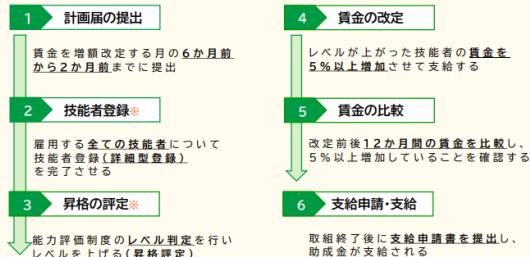
一事業年度あたり160万円(10人×16万円)

人材確保にお困りの中小建設事業主の皆さまへ

申請手続き・流れ

この助成金の支給を受けるためには、

【計画届】と「支給申請書」の提出が必要です！



※2「技能者登録」や3「昇格の判定」が、1「計画届の提出」より前に行われている場合でも助成金の対象になります。

Q1. 建設キャリアアップシステムとは何ですか？



建設技能者の保有資格や社会保険加入状況、就業履歴などを蓄積していく仕組みのことです。能力・経験等に応じた適切な処遇改善につなげることを目的としています。

Q2. 技能者登録とは何ですか？



「簡略型登録」と「詳細型登録」があり、それぞれ以下の違いがあります。
簡略型登録：就業履歴の蓄積、建退共の掛金充当、社会保険加入の確認のみ可能
レベル判定は不可
詳細型登録：簡略型登録で活用できる項目のほか、レベル判定が可能
⇒ 助成金を利用するためには、詳細型登録を行う必要があります。

詳細・お問い合わせ

助成金の詳細は下記ウェブサイトをご覧ください。また、各都道府県労働局にお問い合わせください。

■ 支給要領



■ 都道府県労働局
お問い合わせ先





2. 技能者の処遇改善について 建設キャリアアップシステム(CCUS)

◆カードリーダーモニター募集、建レコ、建退共データ連携

CCUS CCUSカードリーダーモニターの募集について (概要)

・登録技能者が160万人を突破した建設キャリアアップシステム(CCUS)の一層の普及促進に向けては、新たに略称事項審査において就業履歴蓄積のための措置を加点対象とするなど、官民を挙げた取組を実施。
 ・(一財)建設業振興基金では、就業履歴を蓄積しやすい環境整備の一環として、新規に事業者登録し、現場カードリーダーを設置する予定の元請事業者を対象にモニター募集、カードリーダー一台を無償貸与。
 ・これにより、課題となっている地方や中小規模事業者の登録促進・就業履歴の蓄積促進を図る。

募集要項

CCUSカードリーダーモニター

対象企業：下記募集期間内に新規に事業者登録を行い、かつ、現場登録を行った元請事業者

募集期間：2022年12月1日～2026年3月31日(期間延長)
 (申込受付後、順次カードリーダーを発送します)

募集数：2000社

内容：カードリーダー1台を無償貸与(モニター後の返却不要)

カードリーダーの機種：(申し込み時に①又は②のうち1台を選択)
 ①Windows/パソコン活用型 700台
 ②iPhone/iPad活用型・ロギング機能活用型 1,300台

モニター条件：後日、カードリーダー利用に関するアンケート調査にご協力いただけること

更なる事業者の登録と現場利用の促進を支援



・新規事業者登録
 ・現場情報を登録

1台を無償貸与

現場にカードリーダーを設置



技能者が現場で就業履歴を蓄積

タッチ ビッ!

①:Dragon_CC ②:Dragon_BLE

iPhoneをカードリーダーとして使用できるようになりました

建レコがインストールされたiPhoneにCCUSカードをタッチすることで就業履歴を蓄積することが可能となりました。

これにより、カードリーダーが不要になりました。(1月29日供用開始)



建退共電子申請と建設キャリアアップシステムのデータ連携について【自動連携】 (元請一括作業方式・一次下請一括作業方式) 【概要・操作方法】

建設業退職金共済事業本部

Construction Career Up System



「建設キャリアアップシステム」ホームページ
<https://www.ccus.jp>





3. 埼玉県土木工事書類スリム化ガイドについて

■目的

- 工事書類を必要最小限に簡素化(スリム化)するとともに、工事の円滑な施工を実施することで、**受発注者双方の働き方改革の推進に寄与することを目的**としている。

■掲載URL

<https://www.pref.saitama.lg.jp/a1002/slim-guide.html>

■ポイント

○電子書類の推進

- ☑ 工事情報共有システム(ASP方式)で処理する書類は、電子データのまま取り扱う
- ☑ コリンズの紙資料打ち出しは不要

○施工計画書の作成について

- ☑ 設計照査等により施工内容が確定されていない工種については、内容が正式に確定されてからの提出。
- ☑ 変更は施工計画に大きく影響しない場合は提出不要。また提出する際は、変更箇所のみの抜粋でよい。

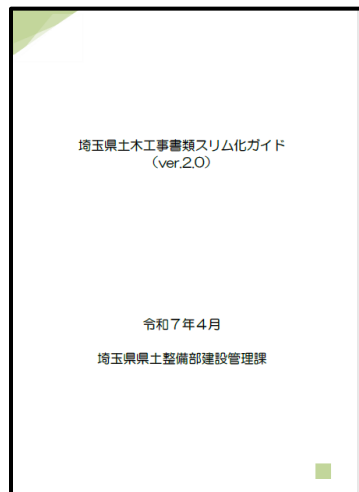
○書類の添付資料については、必要最小限でよく、**過度な資料の作成を求めないこと。**

- ☑ 工事記録においては、極力「既存図面」「既存資料」を活用すること

○不要な書類を作成しても成績評定では評価しない。

- ☑ **書類の量や見栄えは評価に影響しない。**

○その他、工事書類の提出方法・添付資料等について改めて記載し、受発注者で相互理解を図るものとする。



R7.6

R7.6

9



4. 民間発注者への働き掛けについて おそれ情報・誠実な協議

建設工事の取引当事者の皆様へ 国土交通省 関東地方整備局
Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism, Kanto Regional Development Bureau



建設業法の改正に伴い

建設工事の契約前後の ルールが変わります！

【3つの新ルール】

新ルール

①

契約前

契約の変更方法を明確化

(建設業法 第19条)



契約書に「契約の変更方法」に関する条項を明記する必要があります。



契約書(例)
第〇条 請負代金の変更方法

- ・材料価格に著しい変動を生じたときは、受注者は、請負代金額の変更を請求できる。
- ・変更額は、協議して定める。

変更条項の削除は法律違反！

協議に当たっては、工事に係る価格等の変更の内容その他の事情を考慮する。



契約書の作成は「建設工事標準請負契約款」を活用しましょう！



国土交通省HP



資材高騰や労務の供給不足等の影響で、
価格や工期の変更が必要になるかも…



裏面へ

R6.12

建設工事の取引当事者の皆様へ 国土交通省 関東地方整備局
Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism, Kanto Regional Development Bureau

新ルール

②

契約前

“おそれ情報”の通知義務

(建設業法 第20条の2第2項)



受注者は資材高騰等に伴う価格や工期の変更などのリスクに関する“おそれ情報”を注文者へ通知する必要があります。



おそれ情報の客観的な裏付け資料

- ・メディア記事や資材業者の記者発表
- ・公的主体や業界団体などの統計資料 など



新ルール

③

契約後

誠実な協議に努める義務

(建設業法 第20条の2第3項及び第4項)



資材高騰等が顕在化した際、受注者は変更協議の申し出ができ、注文者は誠実に協議に応じる努力義務(*)があります。※ 公共発注者は義務



誠実協議の努力義務に反する行為

- ・協議の開始を正当な理由なく拒絶する
- ・主張を一方的に否定した協議打ち切り など



おそれ情報の事前通知をしなかった事象が契約締結後に生じた場合は？



注文者は通知していた場合に準じて、誠実に対応する必要があります。



「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」を踏まえた協議を行いましょう！



公正取引委員会HP



運用の詳細は、建設業法令遵守ガイドラインを参照ください



国土交通省HP

みんなで目指そう！新たな商習慣の定着！



R6.12

■掲載URL

<https://www.ktr.mlit.go.jp/kensan/index00000011.html>

※国土交通省関東地方整備局HP「建設業者・民間発注者向け資料について」内に掲載